

愛媛県議会会議規則の一部を改正する規則

愛媛県議会会議規則（昭和30年3月愛媛県議会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第110条関係）				別表（第110条関係）			
名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者	名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
省略				省略			
正副委員長 会議	省略			正副委員長 会議	省略		
復旧・復興 支援対策本 部	<u>復旧・復興支援対 策本部の活動方 針、今後の方向性 等に関する事項に 関し協議又は調整 を行う。</u>	<u>議長、副議長、常 任委員会の委員 長、議会運営委員 会の全委員及び復 旧・復興支援対策 本部の目的に賛同 する議員</u>	<u>議長</u>				
省略				省略			

議 案 説 明

復旧・復興支援対策本部を地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場とするため、この規則の一部を改正しようとするものである。